

中古車の販売価格の表示が、「支払総額」に変わりました

一般社団法人自動車公正取引協議会

🧶 なぜ「支払総額」の表示が必要なのか

「中古車を購入する際、広告の価格は安価だったけど、商談時の見積書の額は、それよりも数十万円も高い」という消費者からの相談があります。また、「車両価格」のほかに、「諸費用」が必要となることは知られていますが、どのような費用を「諸費用」として支払う必要があるのか、正しく理解している消費者は少ないのではないでしょうか。

中古車販売においては、このような消費者の 知識不足に付け込み、インターネットやチラシ 等の広告に安価な「車両価格」を表示して集客 し、それとは別に、商談時に高額な「保証」や「整 備」、「パック商品」等のオプションの購入を強 要するなど、表示された価格で購入することが できない「不当な価格表示」及び「不適切な販売 行為」、「納車準備費用」等の名称で、本来「車両 価格」に含むべき中古車商品化のための費用を 「車両価格」に含めず別途請求する「不適切な諸 費用」の請求、あるいは「高額な諸費用」の請求 が、大手中古車専業店等を中心に横行し、問題 となっていました。

こうした行為は、中古車販売に対する「消費者の信頼を大きく損なう」ものであり、「事業者間の公正な競争を大きく阻害する」ものです。

また、当協議会が実施した、消費者に対する アンケートにおいては、「中古車を購入する際 に必要なすべての費用(支払総額)の表示を希望 する」という回答が、約9割となっています。

こうした現状の問題点に対応し、失われた消

費者の信頼を取り戻し、適正な価格表示・適切な販売方法を行っている販売店が報われる中古車販売業界にするため、2020年度より販売価格の表示について見直しの検討を開始、中古車の販売価格の表示を「支払総額」に変更するなどの「自動車公正競争規約・同施行規則」(以下、規約・規則)改正案が、2023年3月に消費者庁と公正取引委員会から認定・承認され、同年10月1日に施行されました。



2023年10月1日から中古車の価格は「支払総額」に変わりました(自動車公正取引協議会ウェブサイトより)

●「支払総額」の表示とは

今回の規約・規則改正のポイントは次の4点です。

1.中古車の販売価格の表示を「支払総額」に 変更

(1)中古車の価格は、「車両価格」(展示時点で 既に装着済の装備を含む価格で、後付けのオプション等は含まない)に「諸費用」を加えた、中 古車購入時に最低限必要となる価格を「支払総額」の名称を用いて表示

(2)併せて、内訳として「車両価格」及び「諸費用」を表示

「諸費用」の考え方について

規約・規則の改正と併せて、「諸費用」の考え 方についても整理、明確化しました。

①「支払総額」に含まれる「諸費用」

「支払総額」には、「保険料」「税金(法定費用を含む)」「登録等に伴う費用(新規登録又は移転登録を行う場合の検査登録手続代行費用及び車庫証明手続代行費用)」を含める

②「支払総額」に含まれない「諸費用」

「諸費用」としては適切であるものの、消費者によって要否が異なる「管轄外登録費用」(販売店の管轄外の運輸支局等で登録等する際に発生する費用)「下取車諸手続代行費用」(所有権留保車両を下取る際の解除費用)「納車費用」(購入者が指定する場所まで配送する費用)等は「支払総額」には含めない

③「諸費用」としては不適切な費用(諸費用としては請求できない)

「納車準備費用」「納車点検費用」「通常仕上費用」等、その名称の如何を問わず、納車前の車両のクリーニングや点検作業等、販売のための準備行為や、車両の商品化のための作業に伴う費用、利益等の「車両価格」に含まれるべき費用等は、「諸費用として不適切な費用」として、別途請求することはできない

2. 「定期点検整備実施の有無」に関する表示 の変更

- (1)トラブルの原因となる曖昧な「整備別(整備費用別途●万円)の表示」は廃止し、「定期点検整備付き」(整備費用は「車両価格」に含めて表示)、「定期点検整備なし」のいずれかを表示
- (2)「定期点検整備実施の有無」の表示は、「支 払総額」の近接した箇所等に明瞭に表示
- ⇒「定期点検整備付き」の場合、「定期点検整 備費用が含まれている」旨を「支払総額」の近接 した箇所等に明瞭に表示

3. 「保証の有無」に関する表示の変更

「保証の有無」の表示は、「支払総額」の近接した た箇所等に明瞭に表示

⇒「保証付き」の場合、「保証内容」及び「保証 期間・走行距離数」についても、「支払総額」の 近接した箇所等に明瞭に表示



店頭(プライスボード)の表示例

4. 不当表示に関する規定の見直し

- (1)表示された価格で実際に購入できない場合、「不当な価格表示」となることを明確化
- (2)規約違反措置基準を改正、表示された価格で実際に購入できない「不当な価格表示」に対する措置を厳罰化(従来の初回「警告」を、初回から「厳重警告」、悪質なものは併せて「社名公表」「違約金」の措置)

中古車購入の際のチェックポイント

プライスボードや広告等に、「支払総額」と併せて「車両価格」「諸費用」が表示されることにより、一目で「購入の際に最低限必要なすべての費用を含んだ額」が分かるようになるとともに、それぞれの金額について(他車に比べ高いか安いか)比較検討できるようになります(諸費用のうち、税金や法定費用は、どの販売店でも同じ金額ですが、「登録等に伴う費用[新規登録又は移転登録を行う場合の検査登録手続代行費用及び車庫証明手続代行費用]」は販売店ごとに金額が異なります)。



「公取協会員店」PRポスター

ければ販売できないとして保証費用や整備費用を請求された」「ナビやメンテナンスパック等を購入しないと販売できないとしてオプション(パック)費用を請求された」等の事例に遭遇した場合、消費者は「なぜ『支払総額』とは別に費用を支払わなければならないのか」と、販売店の対応に疑問を持ち、契約前に、費用の支払いや契約締結を断る等の対応ができるものと考えられます(このような販売店の行為は、不当な価格表示として規約違反となります)。

一方で、今後は「価格」だけでなく、「定期点検整備の有無」と「保証の有無」についても十分なチェックが必要です。例えば、「定期点検整備付き」の車両の場合、整備費用は「支払総額」に含まれることから、「定期点検整備なし」の車両に比べ価格が高くなることが考えられますが、定期点検整備なし」の車両に比べが、定期点検整備なし」の車両に比べ、故障のリスクが低いと考えられます。「保証」についても、「保証付き」の車両の場合、保証費用は支払総額に含まれることから、「保証なし」の車両に比べ高くなることが考えられますが、購入後に故障が発生した場合、保証の範囲で修理等が可能となるため、「保証なし」の車両に比べ、故障した際のリスクが軽減できます。

当協議会の消費者相談室には、約5,200件の相談が寄せられていますが(2022年度)、そのうち約1,400件(約27%)は「中古車購入後すぐに故障したため販売店に修理を依頼したら、現状販売(定期点検整備なし、保証なし)で購入しているため、修理に数十万円必要となる、と言われた」など、車両の品質に関連したものです。

今回の規約改正により、「定期点検整備の有無」と「保証の有無」は、「支払総額」の近接した 箇所等に明瞭に表示されることとなりました。

「支払総額」が高いか安いかだけで購入を判断 せず、購入後のリスク等も考慮し、「定期点検 整備が実施されるか(整備費用が支払総額に含 まれているか)」「保証が付くか(保証費用が支



「定期点検整備」や「保証」が付くかも重要(自動車公正取引協議会作成の動画より)

払総額に含まれているか)」、また、「保証が付く場合は、保証内容や保証期間、保証走行距離数」についても十分に比較検討することが重要です(保証内容や保証期間、保証走行距離数は、販売店や車両により異なるため、購入前に必ず確認してください)。

- 今後の取り組み

当協議会は、引き続き関係団体等と連携し、 会員事業者を対象とした研修会を開催するな ど、「支払総額」の表示の定着化を図るための活 動を実施してまいります。

その一方で、改正規約が施行された2023年10月以降、当協議会の消費者相談室には、「支払総額」とは別に、「保証の購入(保証費用の支払い)を強制された」「納車準備費用を請求された」「車検が切れている車両について、定期点検整備なしと表示しているにもかかわらず、後日車検が通らない等の理由で、整備費用や部品代等を請求された」といった相談も寄せられていることから、苦情相談件数の多い事業者等に対する「広告表示と販売実態に関する調査」を今後実施し、不当な価格表示が確認された場合は、規約違反として措置(「厳重警告」、悪質なものは併せて「社名公表」「違約金」)をとるなど、不当な価格表示・不適切な販売行為に対する監視・指導を強化してまいります。

当協議会のウェブサイトには、改正規約(中古車の支払総額の表示)のポイントのほか、消費者向けのPR動画も掲載しておりますので、ぜひご確認ください。https://www.aftc.or.jp/